

出雲労働基準監督署発表
令和 8 年 7 月 31 日

担
当

【照会先】

出雲労働基準監督署
監督課長 森山誠也
電話番号 0853-21-1240

報道関係者各位

最低賃金法違反被疑事件の書類送検について ～ 1 か月分の賃金不払いの疑い～

出雲労働基準監督署（署長 小田由起子）は、本日、株式会社GARNET GARDEN及び同社代表取締役を、最低賃金法違反の疑いで、松江地方検察庁出雲支部に書類送検した。

1 被疑者

（1）株式会社GARNET GARDEN

所在地 島根県出雲市斐川町

事業内容 農業

（2）同社代表取締役 A（男性 60 歳）

2 違反法条項（別紙 1 参照）

株式会社 GARNET GARDEN 及び同社代表取締役 A に対して
最低賃金法違反

同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）

同法第 40 条（50 万円以下の罰金）

同法第 42 条（両罰規定）

3 事案の概要

被疑者 A は、被疑会社の労働者 4 名に対する令和 7 年 1 月分（令和 6 年 12 月 21 日から令和 7 年 1 月 20 日まで）の賃金について、所定支払日である令和 7 年 1 月 31 日に島根県最低賃金（時間額 962 円（当時））以上の額で計算した金額を支払わなかったもの。

4 参考

（1）最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと定められている。

（2）被疑者が所定支払日に支払っていない実際の不払賃金総額は約 48 万円である。

関係法条項

○最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）（抄）

（最低賃金の効力）

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

2～5 〈略〉

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。